

米軍人による道路交通法違反事件に対する意見書

本年、12月12日午前1時17分、本町北谷1丁目付近の道路において、嘉手納基地所属米空軍上等兵（24歳）が、基準値の約2倍弱のアルコールが検出されたとして、道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。

また、12月21日、午前0時42分にも美浜1丁目付近の道路において、キャンプ・ハンセン所属米海兵隊上等兵（25歳）が、基準値の4倍以上のアルコールが検出されたとして、同容疑で現行犯逮捕される事件も発生した。同基地では、12月初旬に部隊配備計画の一環で、米国から来沖した海兵隊員99人が新型コロナウイルスに感染するクラスターが発生している中での事件であり、町民のみならず県民へ多大な不安を与えるもので、看過できない。

飲酒による事件や事故のほとんどは、米軍自らが定めた勤務時間外行動の方針（リバティー制度）に違反しており言語道断である。

本町議会では、去る10月18日にも、関係機関に対し抗議要請したにも関わらず、再三再四、同様な事件が繰り返されることに対し強い憤りを禁じ得ない。

本町のみならず沖縄県内においても米兵による飲酒絡みの事件・事故が後を絶たず、地域住民に不安を与えており、日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 2 リバティー制度の規制を強化させること。
- 3 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長